▶鉄鋼業

鉄鋼業高齢者雇用の手引き

社団法人日本鉄鋼連盟 鉄鋼業高齢者雇用推進委員会



>>目次

第1章 鉄鋼業における高齢者雇用の背景

第2章 高齢者雇用に関する制度の現状

第3章 高齢者雇用に関する活用の現状

第4章 セカンドライフ支援

鉄鋼業においては、従業員の高齢化が進み、現在企業の中核となっている 50歳台が、今後数年単位で定年退職期を迎え、特にベテラン技術者の減少 により、技術力は大きな影響をこうむると考えられています。こうした技術者の 知識・技能・経験を早急に若手世代に伝承する必要性が高く、本手引きで は、再雇用の高齢者を教育要員として現業部門で活用する、いわゆる「技能 伝承」について取り上げています。是非ご活用ください!

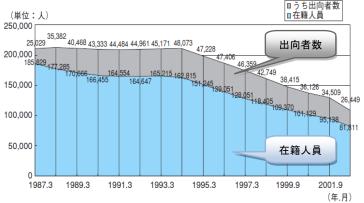
鉄鋼業における高齢者雇用の背景

1. 鉄鋼業の雇用状況と高齢化の動向

要

- 業界の従業員数は減少している。
- 新規採用の抑制・停止、大規模な出向を行う ことで雇用確保に努めてきた。
- 従業員の高齢化が進み、今後現在 50 歳台の 従業員が近い将来定年年齢を迎える。
- 高齢者雇用を推進する際に「若年者とのバラ ンス」や「出向者も含めた全員雇用の難しさ」 など課題が生じている。

●在籍人員に占める出向者の割合(高炉5社)



資料出所:日本鉄鋼連盟

注)1998年までは3月末現在、1999年以降は9月末現在の数値 高炉5社は、新日本製鐵、NKK、川崎製鉄、住友金属工業、神戸製鋼所

2. 高齢者雇用の経緯と意義

- 従来から再雇用を実施している企業に加え、2 2003年度より多くの企業が、新たに高齢者 雇用制度をスタートさせた。
- 業界の雇用状況を勘案して、希望者すべてを 雇用することは困難としても、高齢者の技能、 経験等を活用し、要員不足への対応、また技 能の継承を行う必要性は高い。

●高齢者雇用のメリットと導入にあたっての懸念材料

- 導入にあたっての懸念材料
- 今後の定年退職者増に伴う要員不 足に対する欠員対応のひとつとなる
- ・技能伝承の観点において、熟練の 労働者を活用できる
- ・期間工や新卒採用と比較した場合、 就業率、定着、能力等の点で労働力 として安定しており、信頼できる
- 若年者の製造業離れが進み、採用 が困難になる中で、要員として計
- ・雇用期間を短く設定すれば、生産 量等の変動に雇用面で弾力的に対 応できる
- ・在職老齢年金や高年齢雇用継続給 付金の受給を考慮すれば、本人に 一定水準の収入を確保することが

- ・要員不足に対する一時的な対応で 将来の要員不足の根本的な
- 結果的に若年層の雇用機会が失わ れる可能性がある
- ・再雇用者が多くなると組織の新陳 代謝が進まず、職場が沈滞化する
- 新たな職務へ変更することが難しい
- ・業務改善が進めにくい(保守的で あり改善するということに抵抗が ある)
- ・個人によっては、肉体的、体力的 な衰えがある

高齢者雇用に関する制度の現状

1. 継続雇用の方法

要旨

● 現在、日本の企業では高齢者の雇用機会を 提供する方法として、主に「再雇用制度」が採 用されており、本業界も同様の状況である。

●継続雇用制度の実施状況(単位:%)

企業規模	計	制度 <u>あり</u>				
		計	勤務延長 制度のみ	再雇用制 度のみ	両制度の 併用	制度なし
企業規模計	100	67	14	43	11	33
5,000 人以上	100	78	5	71	1	23
1,000~4,999人	100	69	5	56	9	31
300~999人	100	69	5	53	11	31
100~299人	100	71	11	50	9	29
30~99人	100	66	17	38	11	34

資料出所:労働省「雇用管理調査」(2003年)

2. 鉄鋼業における高齢者雇用制度の整備状況

業界では約半数の企業で、高齢者雇用制度が 導入されている。

多》

● 全社が再雇用の条件を「会社の認める希望者」 とし、配置については、「現職継続を基本」とし ている。

- 雇用期間は 3 ヶ月~1 年と設定され、最高雇 用年齢を公的年金支給時期との関係で定めて いる企業が多い。
- 短時間勤務(パートタイム、ハーフ勤務など)を 認める企業が15社中6社ある。

●短時間勤務の例

旨

企 業	勤務形態
B社	事業所により、週2~3日等のパターン
F社	短時間勤務(週20時間程度)
H社	短時間勤務は休日数を増やす方法と1日当りの勤務時間を減らす方法
	のいずれでも可能(職場のニーズと本人の希望で決定)。
U社	1週間の実働時間が20時間以上24時間以下で個別契約にて決定。
	週3日(月13日)、週5日、半日勤務により運用。

資料:高齢者雇用制度アンケート(鉄鋼業高齢者雇用推進委員会、2002年12月)

3. 処遇制度の整備

【要旨

- 本業界で導入されている現行制度をみるかぎりでは、従前の賃金を基準として減額を行い、これに公的給付を活用する賃金制度設計を行っている場合が多い。
- 賃金決定の細部では、60 歳時賃金からの減額方 法や仕事内容による格差のつけ方等にバリエー ションがあり、賞与決定にも若干の差異がある。

4. 制度整備の進め方

【要旨

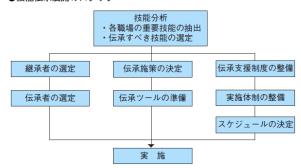
- 具体的に制度整備を始める準備段階で、各部門で高齢者の要員ニーズがあるかどうか、配置を実施する上で配慮すべき事項があるか(能力、職場との調和等)を把握することが重要である。
- 従業員の就業ニーズについても、処遇や働き方など制度の設計にとり参考となるので、制度導入前に把握するのは有効である。

高齢者雇用に関する活用の現状

1 職域

- 高齢者を配置している 23 社における高齢者の 業務は、80%が製造の現業、13%が事務・管 理、1%が製造の指導・管理的役割、6%がそ の他(守衛、寮管理等)である。
- 仕事内容は、81%が定年前と同様、9%が 50 歳台ないし定年時の配置換えを経ている。 (10%は不明)
- 高齢者が蓄積した技能、経験等を現場のニーズに応じて活用する「技能伝承」は広く行われている。
- 高齢者への配慮、安全の徹底には、職場の理解と協力が必須であり、また、本人が働く意欲を維持できるような環境づくり・仕組みづくりが必要である。

●技能伝承展開のステップ



2. 働き方

要旨

- 勤務形態としては、57%が日勤/42%が深夜 勤務ありとなっている。また 78%がフルタイム /22%がパートタイムとなっている。
- 短時間勤務が可能であれば、高齢者雇用制度 の柔軟性は高まるが、実際の職場において短 時間で対応できる業務があるのか、フルタイム の業務と調和が取れるのかどうかなどを検討 すべきである。

セカンドライフ支援

従業員一人ひとりが自らのエンプロイヤビリティ(雇用され得る能力)の向上に、遅くとも中高年の時期から計画的に、主体的に取り組むことが、今後の高齢者雇用の職域や就労可能性を拡大する条件となる。

企業としても従業員の就労に関する意識の多様化を 踏まえた能力開発、キャリア形成、セカンドキャリア支援 に配慮することが求められる。

<企業による支援事例>セカンドライフコース制度

